

## 瀬戸市新分野開拓事業費補助金 想定Q&amp;A

No.	質問	回答
対象者かどうか		
1	瀬戸市に倉庫があるが、対象になるか。	瀬戸市内に事業所がある事業者が対象となります。従業員が属しない倉庫は、対象になりません。
2	財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人、法人格のない任意団体は対象になるか。	中小企業基本法に規定する会社（小規模事業者を除く）が対象です。 本規定に該当しないため、対象になりません。
3	開業して間もないため、決算報告時期（又は確定申告時期）を迎えていないが対象となるか。	新分野への開拓を行う事業が対象となるため、既存事業の決算報告を迎えていない事業者は対象外です。
対象となる事業		
1	新分野開拓とはどのような事業か。	新事業型、新製品型、新市場型のいずれかの方法により新分野を開拓する事業です。詳しくは交付申請要領をご覧ください。
2	「付加価値額の増加」とは、どの時点を基準として比較するのか。	補助事業終了月の属する申請者における決算年度を基準とします。 例) 毎年5月決算の法人の場合 交付決定：2021年6月 補助事業終了：2022年4月→基準年度：2022年5月 補助事業終了：2022年6月→基準年度：2023年5月
3	人件費とは何か。	下の各項目の全てを含んだ総額を人件費とします。 ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの。） ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用 ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。
4	対象となるのは瀬戸市内の事業所で行う事業のみか。	瀬戸市内の事業所で行う事業が対象となります。
5	事業再構築補助金などの他の補助事業との併用は可能か。	内容が異なる別の事業であれば、同じ事業者が異なる補助金を受けることは可能です。
6	売上高減少は会社全体か、新分野開拓する部門だけでよいか。	部門や事業別の売上高減少ではなく、会社全体です。
7	交付決定は申請の受付順か。早く申請した方が有利になるか。	申請受付順ではありません。補助事業の内容や事業計画について有識者等の意見を聴きとった上で審査します。

No.	質問	回答
8	審査はどのように実施されるのか。	補助金の審査は、提出書類について、交付申請要領の「審査の観点」に基づき、有識者等の意見を聴きとった上で審査します。審査は非公開で提出書類を基に行います（提案内容に関するヒヤリングは実施しません。）ので、不備のないよう十分ご注意ください。
9	交付決定後に辞退をすることはできるか。	申請していただくことで、辞退は可能です。
交付申請書の記載方法		
1	瀬戸市内の従業員数か、市外を含めた従業員数か、どちらを記載すればいいか。	中小企業に該当するかを確認するもので、事業者全体の従業員数です。
2	常時使用する従業員の数に、パートやアルバイトは含まれるか。	常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」です。日雇いや2週間以内の期間を定めた雇用等を除きパートやアルバイトも常時使用する従業員に含まれます。詳しくは中小企業庁HP/FAQ「中小企業の定義について」をご確認ください。
交付申請額		
1	どのように交付申請額を積算すればいいか。	様式第2-2号事業計画書 補助対象経費にて積算した交付申請額を記載してください。
2	根拠書類は必要か。	必要です。見積書や積算根拠となる明細等を合わせて提出してください。
3	金額は税込みか、税抜きか。	税抜き金額です。 税抜き金額の表示がない場合は、税込み金額を1.1で除した額（小数点以下切り捨て）を記載ください。
事業計画書		
1	枚数の指定はあるか。	指定枚数はありませんが、記載例を参考に5～6枚で作成ください。
2	全ての項目を記載しなければいけないか。	2(6)新型コロナウイルス感染症拡大の影響を除き、全ての項目を記載してください。記載漏れがある場合は、要件審査のみで不交付となります。
3	どのように記載すればいいか。	審査項目に指定された事項を、記載例を参考に記載ください。
4	売上高の推移について、創業後3年経っておらず、全て記入することができないがよいか。	決算報告を行った年度分を記載ください。
5	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていないが、2(6)新型コロナウイルス感染症拡大の影響を記載しなければいけないか。	加点となる条件を満たさない場合は、記入不要です。 <b>【加点条件】</b> 緊急事態宣言による影響により、申請前の直近6か月のうち任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（令和元年又は令和2年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること
6	「コロナ以前」が令和元年又は令和2年1～3月を指しているとのことだが、任意の3か月として令和3年度1, 2, 3月を選択した場合、令和元年1～3月ま	令和元年1月～3月又は令和2年1月～3月と比較することが可能です。また、令和元年1月、3月、令和2年2月のように、連続していなくても構いません。

No.	質問	回答
	たは令和2年1～3月のどちらと比較してもいいのか。	
7	収益計画の根拠は、何を記載すればいいか。	収益計画に記載した各項目について、その値となることを裏付ける取り組み等を記載してください。
8	地域経済への波及効果がない場合は、記載不要か。	「なし」と記載してください。
9	建物改修費を補助対象とするには、交付申請の際に設計図が必要か。	交付申請の際には提出は不要です。ただし、交付決定後や額の確定の際には求める場合がありますので、ご準備ください。
補助対象経費		
1	パソコンなど汎用性の高いものの購入は対象になるか。	対象になりません。
2	リース費用は対象になるのか。	リース費用は対象になりません。その他、オークションによる購入、中古品の購入も対象になりません、
3	求人広告にかかる費用も広告宣伝・販売促進費に含まれるか。	広告宣伝・販売促進費は本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告の作成や市場調査等に対して補助するものであり、求人広告は対象外です。
4	車両の購入費は補助対象になるのか。	自動車等車両（事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）の購入費・修理費・リース費・車検費用は補助対象になりません。ただし、車両に載せる設備及びその設備の設置に必要な費用は補助の対象となり得ます。
5	既に新分野開拓を行って自社で支出した費用は補助対象となるのか。	対象となりません。交付決定後に契約、発注を行った費用が対象となります。
6	補助対象経費の支払いは銀行振込みのみか。	原則、銀行振込で行ってください。 1取引10万円超（税抜き）の現金払い、手形、小切手等による支払いは認められません。
位置図		
1	位置図は何をつければいいか。	作成例を参考に事業所全体が分かる図に、補助事業実施場所を明記してください。
補助対象経費の根拠となる資料（見積書等）		
1	見積書を取得せず、インターネット等で調べた額を根拠としているが、その場合は何を提出すればいいか。	交付申請後に額の修正はできないため、見積書の取得を推奨します。見積書が取得できない場合は、根拠とした額が分かる書類を提出してください。
2	交付申請で申請した額を上回った場合や、下回った場合はどうなるか。	上回った場合は、交付申請時の額が上限になります。なお、下回った場合は実際に支払った額に補助率を乗じた額を交付します。

No.	質問	回答
(コロナ加点を受ける場合) 売上が減少したことが分かる書類		
1	どのような書類を提出すればいいか。	任意の3か月が記載された法人事業概況説明書を提出してください。なお、個人の場合で青色申告決算書がない場合は、確定申告書第一表の写しを提出してください(月間事業収入は平均になります)。
2	任意の3か月が確定申告を迎えていない場合は、何を提出すればいいか。	対象月において、事業者名、対象月、売上日付、取引先、内容、売上金額、売上金額の合計が書かれた売上台帳を提出ください。参考様式をご確認ください。
申請チェックリスト		
1	提出が必要なのか。	提出が必要です。 本チェックリストを用いて、記載内容を確認のうえ提出してください。
その他		
1	令和2年度の感染防止・生産性向上事業費補助金を受給しているが、対象になるか。	対象になります。
2	3年間のフォローアップ期間中のフォローとはどのようなものになるか。	本補助事業の完了から3年間、毎年10月1日から31日までに本補助事業に係る事業化等の状況を事業化状況(収益状況含む)により報告するとともに、本補助事業に関する調査に協力していただきます。
3	補助事業終了後の事業計画期間内に事業を継続できなくなった場合、補助金の返還が求められるのか。	残存簿価相当額等により、補助金交付額を上限として返還を求める場合があります。